

○ 目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例（抜粋）

平成 19 年 11 月 条例第 44 号
(平成 29 年 10 月 1 日施行)

第 3 章 住環境の整備指針

(歩道状空地の整備)

第 14 条

大規模建築物（敷地面積が 2,000 平方メートル以上のものに限る。）及び開発許可対象区域内建築物の建築をしようとする建築主は、その敷地に接する道路に沿って、一般公衆の利用に供する歩道状の空地を規則で定める基準に従い整備するよう努めなければならない。

○目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（抜粋）

平成 20 年 1 月 規則第 5 号
(平成 28 年 4 月 1 日施行)

(歩道状空地の整備基準)

第 10 条

条例第 14 条の規則で定める基準は、歩道状の空地の幅員が商業系地域においては 0.5 メートル、その他の地域においては 1.5 メートル(接道緑化を行う場合は、1.2 メートルから 1.5 メートルまでの区長が認める長さ)以上であることとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、やむを得ないと認めるときは、前項の基準を緩和することができる。

(1) 前面道路が 2 以上ある場合

(2) 前面道路に幅員 1.5 メートル以上の歩道（車道との間にガードレールの設置等の措置がとられているものに限る。）がある場合

3 前項第 2 号の規定により、第 1 項の基準の緩和を受ける場合は、建築主は、その緩和の程度に応じ、当該前面道路に面する部分に広場状の空地を整備するものとする。